

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名) | 支援措置に係る提案事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|-------------------------------------|---|---|--|-------|-------|------------------------|---|
| 1506 | 15062010 | 地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲 | <p>本市は、地域活力創出のために、これまで進めてきた五条川整備を市域全体に拡大するためには、市街化調整区域の有効的な開発が不可欠である。しかしながら、本市の狭小な市域のさらに約半分を占める市街化調整区域(農振農用地)の開発については、実現に向けて諸問題が山積しており、早期の計画実現のために、開発許可及び農地転用許可の権限を地域再生計画に認定された構想の期間と内容に限って、権限委譲を求めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限委譲事務の内容・範囲 都市計画法第29条の開発許可 農業振興地域の整備に関する法律第15条の15の農地転用許可 ・権限委譲元と委譲先 農林水産大臣、愛知県知事 岩倉市長 ・権限委譲の方法 地域再生計画で認定された構想の期間と内容に限定 <p>なお、当該権限の市町村への委譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能となっているが、すべての案件について、その権限を委譲されることは、本市のような小規模自治体にとっては、組織体制の強化、専門的な知識の不足など、様々な課題をクリアしていく必要があり、今後、相当な年数を必要とすることになるため、当該支援措置を提案するもの。</p> | <p>市域全体を五条川文化耕園と位置付け、特に、市南部の市街化調整区域の遊休農地を活用し、健康や文化をテーマにして多様な健康増進の機会を提供するゾーンとして開発することによって、交流人口の増加を図る。</p> | | 0 愛知県 | 岩倉市 | いわくらの風土を活かした五条川文化耕園構想 | <p>地域活力創出のために、駅東地区の再生と本市のシンボルである五条川を軸とした環境にやさしい開発プロジェクトを有機的に結びつけ、質の高い生活都市としての深化を目指していく。これまで、自然再生として進めてきた五条川整備を拡大し、市域全体を五条川文化耕園と位置付ける。特に、市南部の市街化調整区域では、遊休農地を活用し、健康や文化をテーマにして多様な健康増進の機会を提供するゾーンとしての開発を行うことにより、交流人口の増加を図る。</p> |
| 1510 | 15102010 | 認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲 | <p>当市は、城下町地区(中心市街地)とその外縁部(市街化調整区域)を含む区域で、それぞれの地域特性を生かした土地利用を行い、相互の有機的なつながりにより総合的なまちづくりを進め、城下町の再生と市全体の経済の活性化を図る地域再生計画「犬山城下町再生計画」を策定し、認定を受けた。</p> <p>計画の中で、外縁部(市街化調整区域)における大規模複合商業施設の誘致については支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)の他2つの支援措置(212032,210007)を要請しているが、計画の早期実現に向け、次に掲げる権限移譲を求めるものである。</p> <p>権限移譲事務の内容・範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 第29条(開発許可) ・農業振興地域の整備に関する法律 第15条の15 (農用地区域内における開発行為の制限) ・農地法 第4条第1項(農地の転用の制限) <p>権限移譲元と移譲先 愛知県知事から犬山市長 (農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合 農林水産大臣から犬山市長)</p> <p>権限移譲の方法 地域再生計画で認定されたものにつき『内容』を限定</p> <p>なお、当該権限の市町村への移譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合を除く)であるが、全ての案件に対して上記の権限を受けることは、小規模自治体にとって、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、相当の年数を要することとなるため、当該支援措置を提案。</p> | <p>中心市街地の外縁部にあたる市街化調整区域に大規模商業施設を立地させ、新規雇用の創出や観光客等の増加を図る。</p> <p>効果；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内消費購買力(小売業年間商品販売額)の増加 約100億円 ・新規雇用者数：約1,000名 ・固定資産税増収見込み：約1.6億円 ・市内観光施設等利用者目標：6 0 0 万人 | <p>当市は、認定を受けた地域再生計画「犬山城下町再生計画」中で、支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)の他2つの支援措置(212032,210007)を活用し、外縁部(市街化調整区域)において大規模複合商業施設の誘致を計画しているが、早期実現に向け、都市計画法 第29条(開発許可)等の権限移譲(地域再生計画で認定された「内容」に限定)を求めるものである。</p> <p>市町村への当該権限の移譲は、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合を除く)である。しかしながら、全ての案件に対して上記の権限を果から受ける際には、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、小規模自治体にとっては相当の年数を要し、実質的には困難である。</p> | 愛知県 | 犬山市 | 犬山城下町再生構想(現 犬山城下町再生計画) | <p>当市は、城下町の再生と市全体の経済の活性化を図るため、城下町地区(中心市街地)とその外縁部(市街化調整区域)に補完的な機能をもたせ、有機的なつながりにより総合的なまちづくりを進める地域再生計画「犬山城下町再生計画」の認定を受けた。今後は、外縁部(市街化調整区域)における大規模複合商業施設の誘致について各種支援措置(11203,212032,210007)を活用し、具体的な事業に取り組んでいくこととなるが、各種機関などの調整に多くの時間を要することが予想されるため、今回認定された計画の内容に限り、開発許可、農地転用許可、農用地区域内の開発許可の権限移譲を受け、計画の早期実現を図るものである。</p> |
| 1523 | 15232030 | 未利用国有地を都市計画的な視点から有効活用を進めるプロジェクト支援措置 | <p>地元自治体のまちづくりを実現できることや国にとっても有益な処分結果が得られるためには、「空港整備特別会計」所管の部門だけではなく、国有地を地域のまちづくり及び防災活動に有効活用するために国の役割を十分に発揮していただけるよう国土交通省、総務省を中心とした(仮称)「八尾空港西側跡地土地利用推進プロジェクトチーム」を設置していただき、地元自治体と協力して、柔軟で多様な手法による処分・活用等支援していただきたい。</p> <p>なお、この支援措置は、支援措置番号11203(地域再生支援のための特定地域プロジェクトチームの設置)とは、対象となる土地が国有地という国の所有物であるため、国の主体性が高くなることや地元自治体がチームへ参画できるなどから新たな支援措置として提案するものです。</p> <p>なお、地域再生プロジェクトとして既に認められている支援(11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置)とは、対象となる地域が未利用の国有地であり、国の主体的な関与が必要であることから、同様な支援となるかどうか不明なため、提案します。</p> | <p>八尾空港西側跡地をまちづくりに活かすと共に、国有地の有効な処分を進めるために、都市計画的な視点から国(国土交通省、総務省など)と地元自治体等が協力して進めるためのプロジェクトチームを設置し具体的な計画づくりを行う。</p> <p>八尾空港と連携した災害に強いまちづくりが国有地を活用して国とともに実現できる。</p> <p>また、国有地を活用して地域の活性化及び地域雇用の創出が実現できるまちづくりが可能となる。</p> | | 大阪府 | 八尾市 | 未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり | <p>20年以上も未利用である国有地(八尾空港西側跡地)の有効活用を進めるために、八尾空港周辺地域で災害に強いまちづくりを進めることや地域経済の活性化、地域雇用の創出を実現するために、都市計画の視点から道路・公園などの都市基盤整備や民間事業者誘致等の取り組みを行う。地元自治体が参画できる国有地処分を含めたまちづくりを検討する国のプロジェクト設置や国有地処分の弾力化、都市基盤整備のための国有地活用などの支援を求めるものです。</p> <p>このことで、南海・東南海地震等にも対応できる防災活動機能の充実などの災害に強いまちづくりを進めるとともに、国有地の効率的な処分を実現できます。</p> |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名) | 支援措置に係る提案事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|---|--|---|---|-------|----------------------|------------------------------|--|
| 1576 | 15762010 | 一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限を移譲する制度の創設 | 地方自治法の改正(道府県を対象とした第252条の19(指定都市の権能)と同様の規定の新設) * 内容 指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定し、国の地方支分部局の権限の移譲を受けることにより、新公共経営(NPM)の下で、県域を一体とした地域経済対策や人材育成を一元的に進め、地域の実情に合った効率的・効果的な行政運営を行う。 * 権限の受入体制 静岡県には、約377万人(平成12年国勢調査)の県民が暮らしており、国際比較では、シンガポール、ニュージーランド、アイルランドなど、一国に匹敵している。また、全国第5位の財政力指数、職員の少なさ(対県民人口比)全国4位、業務棚卸表などNPMの積極的導入等、「政令県」たる行政基盤と自治能力を有している。 * 権限移譲事務の例 総務省 有線テレビジョン放送施設の設置許可等 財務省 徴税事務の一元化等 厚生労働省 都道府県労働局の事務、保険医療機関の指導・監査等 農林水産省 国有林野の管理・経営、農地転用許可等 経済産業省 商工会議所の設立認可、簡易ガス事業の許認可等 国土交通省 道路の建設・管理、乗合バス事業の許認可等 環境省 国立公園内の各種許認可 | 次のような事業に取り組むことにより、概ね平成22年度までに県内総生産額15兆3,600億円～16兆7,500億円、年間開業率4.1%以上、雇用創出では就業者数187万8千人～193万4千人の確保、有効求人倍率1倍以上、高齢者雇用企業割合100%の達成等をめざす。 ・産業の国際競争力強化の支援 ・豊かな産物を供給する農業、水産業の支援 ・高付加価値の“ものづくり産業”の支援 ・社会のニーズに即した“ネットワーク産業”の支援 ・人間のための科学技術の革新 ・誰もが能力を発揮できる雇用環境の創出 | 緊迫する外交・防衛問題への対応や、持続的な国家経済・社会づくりが求められる中、内政全般にわたる国と地方の役割分担を適正化し、国は、国家として果たすべき役割に専念し、地域に関する行政運営は、地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則の下、広く担っていくことが求められる。 そのためには、これまで国が行ってきた地域行政に係る役割を果たすことのできる新たな制度「政令県」が必要である。 | 静岡県 | 静岡県 | 静岡政令県構想 | 指定都市制度と同様に、一定の規模、能力を備えた道府県を「政令県」として指定する制度を創設し、基本的に国の地方支分部局の事務の全てを「政令県」に移譲することを提案する。 制度創設に当たり、国は、原則として移譲事務の執行に係る組織・人員、施設・設備を政令県に移譲するほか、移譲事務を執行するために要する経費について財源措置を講ずることとする。 政令県構想の実現により、国の地方支分部局と道府県の二重行政を解消して行政の効率化を図り、経済活性化施策への資源の重点配分を行うほか、縦割り行政から総合行政へ転換して、企業・求職者等に対する一元的情報提供や行政諸手続の簡素化・迅速化等を実現する。 |
| 1419 | 14192011 | 地方への人材移転を推進する「ヒューマン・アルカディア構想」推進プロジェクトチームの設置 | 地方への人材移転を推進することに関係する省庁によるプロジェクトチームを東京に設置し、「ヒューマン・アルカディア構想」に賛同する自治体も加えて、具体的な支援措置等と一緒に検討する。 | 関係省庁による「ヒューマン・アルカディア構想」推進プロジェクトチームにより、地方に移転するための様々な情報(仕事、住宅、生活、文化環境等)の提供、移転の相談、斡旋を行う「ヒューマンアルカディアセンター」の設置(東京、大阪、名古屋、福岡等)に関することや、人材移転促進のための税制上の優遇措置や就職支援措置などを検討する。 | | 宮崎県 | 宮崎県 | ヒューマン・アルカディア構想推進プロジェクトチームの設置 | 地方への人材移転をすすめるヒューマン・アルカディア構想について、推進支援するためのプロジェクトチームを関係省庁に設置し、自治体と一緒に検討する。 |
| 1127 | 11272010 | 地域通貨に関するガイドラインの策定 | 地域通貨は、地域経済の活性化等の面からも今後様々な形での発行が予想されるところであるが、現行法上の問題点に対する具体的な基準が示されていないために、個々の発行主体において「前払式証券の規制に関する法律」、「出資法」、「銀行法」、「紙幣類似証券取締法」等関連法規に抵触しないように工夫を凝らしているところである。しかし、法的な規制がゆるいことが、逆に、地域通貨への一般の信頼性を低くし、ひいては普及の妨げになっている。したがって、国において早急に地域通貨に関するガイドラインを策定するとともに、地方自治体による許可制度等をとり入れるなど地域通貨の信頼性を高め、かつ、その導入の支援を希望するものである。 | NPO法人が歩道(公道)上に有料駐輪場を設置、経営し、その利用時間が一定時間に満たない利用者に、返金の代わりに地域通貨を発行し、地元商店街において使用できるようにすることで、違法駐輪の削減と商店街の活性化を図るもの。 | 地域独自の取り組みとしての地域通貨導入を国として支援することにより、地域経済の活性化を図る。 | 千葉県 | 特定非営利活動法人 青少年地域ネット21 | 商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想 | 特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐車場」をNPO法人が設置し、駐車時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定基準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。 |
| 1006 | 10062010 | 公民館の営利事業者への貸し出し | 公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの営利事業の運営を可能とする。また、そのような転用の際に補助金の返還や、起債の一括償還を不要とする。 | 公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの有料講座、有料講演会など営利事業の展開を行ったり、無料講座の終了時に有料講座の宣伝活動などを可能とし、より高度な内容の教育を市民が受けられる状況とする。 | 公民館は、社会教育法第23条にて、営利事業を行うことを禁止されているが、地域再生計画の目的である「公共施設の有効活用」と「PFI活用」(PPPの一分野であるWMI(Wider Market Initiative:行政財産の民間利用による商業化)の考え方の活用)により、公共施設を用いた民間事業者のよりよいサービスにより市民サービスの向上と財政の健全化を同時に図る。 | 東京都 | 福田 まこと | 公民館WMI | 公民館の全部あるいは一部を民間事業者に貸し出し、そこでの有料講座、有料講演会など営利事業の展開を行ったり、無料講座の開催時に有料講座の宣伝活動などを可能とし、より高度な内容の教育を市民が受けられる状況とする。 |
| 1022 | 10222010 | 公立学校用地の転用の弾力化 | 国庫補助金や起債にて取得した学校用地について、統廃合等により学校施設として未使用となり転用する場合は、建築物に関する地域再生支援措置と同様な措置を講じる。 1. 国庫補助金を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、国庫納付金は不要とする。 2. 起債を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生計画に資すると判断したときは、繰上償還を不要とする。 | 国庫補助金や起債にて取得した学校用地について、廃校等により未活用用地について、学校施設以外の公共施設として転用を図って行く。 | 補助金により取得した公立の小中学校用地について、廃校等に当たっての財産処分は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律22条」の適用を受け、他の目的に使用することが出来ない。しかし、これに附随する廃校舎等に関して、地域再生支援策が示されており、用地に関しても同様に地域再生に資する施設として、補助金の返還と起債の一括償還を不要として欲しい。 | 東京都 | 稲城市 | 公立学校用地の転用の弾力化 | 国庫補助金や起債にて取得した学校用地に関し、統廃合等により学校施設としては余裕活用用地になった部分について、建物に関する地域再生支援措置と同様な支援措置を講じる。 1. 国庫補助金を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生に資すると判断したときは、国庫納付金は不要とする。 2. 起債を受けて整備された公立学校用地の財産処分については、地域再生に資すると判断したときは、繰上償還を不要とする。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名) | 支援措置に係る提案事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|---|---|---|--|-------|-------|---------------------|--|
| 1034 | 10342010 | 固定資産税評価方法改善計画 | 所管官庁職員、学識者、国民、3者に依る研究会の設立を支援して頂き新たな固定資産税評価方法を作る。 | 路線価に大きく依存した現行の固定資産税評価を廃止して、市街地中心部の空洞化を考えに入れた評価方法を採用し市街地の再生を計る。 | 旭川市のみならず全国的に市街地中心部の空洞化が進んでいるのは旧態依然とした路線価一本槍な固定資産の評価方法に依るところが非常に大きい。 | 北海道 | 澤渡 久芳 | 固定資産税評価方法改善計画 | 旭川市に於ける市街地中心部空洞化現象は著名な大型店等が節税の為、路線価の低い郊外地へ移転した事が大きな原因となっている。路線価の高い所へ取り残された商店は高課税に耐え切れず廃業している。この様な現状を打破する為には、路線価一本やりの評価を改め各商店の生業全体を評価した課税にするべきである。 |
| 1097 | 10972010 | 介護老人福祉施設の推進 | 国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分及び地方債の繰上げ償還について、従来より弾力的な取り扱いで緩和されている中、地域環境・位置的背景から廃校校舎敷地を転用、利用したいが、既存の施設では十分な機能を有しない等、このようなやむを得ない場合においての規制緩和のさらなる拡充として廃校校舎を解体しても国庫納付金の納付不要及び地方債の繰上げ償還の不要とすることで、事業計画の推進、地域(市町村)の活性化を促す。 | 財産処分の規制緩和の拡充及び地方債繰上げ償還の不要により、廃校校舎跡地に介護老人福祉施設を建設する。財産処分の緩和及び地方債の繰上げ償還の不要は市町村への負担が軽減されるとともに、介護老人福祉施設を建設することにより、高齢者が介護を必要な状態になって施設に入所しても、自宅に居たときとおなじように「ごく普通の生活」が営めるように支援していく。 | 補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会情勢の急激な変化等により、当初の目的に従った利用ができず用途変更するにあたり、地域の属性にあったものを計画しても財産処分の規制及び地方債の繰上げ償還があり、地域の活性化及び推進が困難となる。 | 山梨県 | 秋山村 | 介護老人福祉施設構想 | 昭和56年度に建設した浜沢小学校が、平成12年度に児童の減少等により村内3小学校を1校に統合したために現在廃校舎のままに残っており、地域には特に寂しがある。校舎の利活用を検討してきたが具体的な利用もなく今回介護老人福祉施設を計画するにあたり既存の施設では十分な機能を有しないことから、村ではやむなく廃校舎を解体して、その用地に介護老人福祉施設を建設する。土地については村が貸与し、建設・運営については設立する社会福祉法人が行う |
| 1116 | 11162010 | 国庫補助事業で整備する地域公共ネットワーク(地域イントラネット網)の他用途利用 | 情報通信格差是正事業で整備する地域公共ネットワークを、既存テレビ共聴システムの地上デジタル化、インターネット化に向けた目的外利用を行っても、補助金の返還等の措置を受けることなく認めていただきたい。 | 当町はテレビ難視聴地域で、町内各地域に点在する共聴システム網により、現在のアナログ放送に対応しています。今後、デジタル放送が普及することから、地域イントラネット網が活用できれば、デジタル波を受信し、家庭へ配信することが可能となります。このような方法で、デジタル化による難視聴地域の解消を図ります。また、行政情報や防災情報の提供など、地域における多様なアプリケーションの構築も可能となります。 | | 0 福島県 | 田島町 | 情報過疎脱却プロジェクト | 補助事業で整備する地域公共ネットワークを活用して、携帯電話の通話エリアの拡大や地上デジタル放送の難視聴地域の解消、NPO等によるブロードバンドサービスの提供など、都市部と遜色のない情報通信基盤を整備します。このことにより、情報過疎からの脱却が図られ、地域の活性化に大きな効果が期待されます。 |
| 1116 | 11162020 | 国庫補助事業で整備する地域公共ネットワーク(地域イントラネット網)の他用途利用 | 情報通信格差是正事業で整備する地域公共ネットワークを、携帯電話不通話地域解消のために、地域イントラネット網の芯線を通信事業者に貸し出すという目的外利用を行っても、補助金の返還等の措置を受けることなく認めていただきたい。 | 携帯電話の不通話地域解消のため、地域イントラネット整備事業で整備した光ファイバ網の芯線を、通信事業者に貸し出すことが可能となることで、不通話地域の解消が図られます。また、現在通話可能エリアにある地域においても、事業者からの申請があった場合、市町村の判断で貸し出すことが可能となれば、技術革新が進化する携帯電話の多様なサービスが、迅速に受けられるようになります。 | | 0 福島県 | 田島町 | 情報過疎脱却プロジェクト | 補助事業で整備する地域公共ネットワークを活用して、携帯電話の通話エリアの拡大や地上デジタル放送の難視聴地域の解消、NPO等によるブロードバンドサービスの提供など、都市部と遜色のない情報通信基盤を整備します。このことにより、情報過疎からの脱却が図られ、地域の活性化に大きな効果が期待されます。 |
| 1116 | 11162030 | 国庫補助事業で整備する地域公共ネットワーク(地域イントラネット網)の他用途利用 | 情報通信格差是正事業で整備する地域公共ネットワークを、第一種通信事業者免許を取得したNPO等がプロバイダ事業を行う際に貸し出すという目的外利用を行っても、補助金の返還等の措置を受けることなく認めていただきたい。 | 当町は、民間通信事業者の採算性の問題から、インターネットへの高速接続が可能となる基盤整備が進まない地域と言えます。これを解決するために、第一種通信事業者免許を取得し、プロバイダ事業を行う際に貸し出すという目的外利用を行えば、地域の利用者が、より高速でインターネットに接続することが可能となります。このことにより、地域住民のIT化も進み、行政サービスの高度化が進みます。 | | 0 福島県 | 田島町 | 情報過疎脱却プロジェクト | 補助事業で整備する地域公共ネットワークを活用して、携帯電話の通話エリアの拡大や地上デジタル放送の難視聴地域の解消、NPO等によるブロードバンドサービスの提供など、都市部と遜色のない情報通信基盤を整備します。このことにより、情報過疎からの脱却が図られ、地域の活性化に大きな効果が期待されます。 |
| 1132 | 11322011 | 他用途の民活特定施設への転用(リニューアル)に対する支援 | 民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととする。併せて、その整備事業に対しては、同法の失効期日である平成18年5月29日以降も同法の適用があるものとする。とともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。 | 民活法第2条第1項第3号(情報処理施設)、第4号(電気通信・放送施設)、第13号(小売業高度化施設)、第14号(食品の生産・流通の円滑化等施設)に掲げる施設へ転用し、これらの事業展開を図る。 | 明石海峡大橋の開通という不可抗力的な社会変動により、遊休化を余儀なくされている民活特定施設の有効活用を促進するため。 | 兵庫県 | 洲本市 | 民活施設の活用による「みなと」再生構想 | 洲本市は、昔から淡路島の海の玄関口として機能し、港を中心にして街が形成されている。平成6年には洲本市の第三セクター(株)淡路開発事業団が民活法第2条第1項第6号イの港湾利用高度化施設(旅客ターミナル)として「洲本ポートターミナルビル」を洲本港に整備した。しかし、平成10年の明石海峡大橋開通に伴う海上航路の相次ぐ廃止により、旅客ターミナル部分の大半が遊休化し、港のにぎわいが消えている。そこで、同法所定の他用途の特定施設(同条第3号、第4号、第13号、第14号等の施設)への転用、同法所定の特定施設以外の用途(複合型民間商業施設)への転用を実現することによって、みなとの再生を目指す。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名) | 支援措置に係る提案事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--|---|--|---|-------|--------|-----------------------------|---|
| 1153 | 11532030 | 地方債により建設した病院施設の機能転換に際しての地方債の繰上償還の免除 | 自治体病院機能再編成に当たり、病院事業債により建設した病院が、統合再編の結果病院として維持する必要がなくなった場合、他の公共施設に転用する際の繰上償還を免除する。 | 自治体病院はほとんどが起債事業を活用しており、その機能転換に当たっては、繰上償還が市町村財政上大きな課題となる。それが免除されることが事業を円滑に実施する上で必要。 | 各病院が機能を転換するに当たり、病院事業債の繰上償還を要するとなった場合、財源確保などが困難であり、現在、国、県で進めている自治体病院の再編ネットワーク化を阻害する要因となる。 | 青森県 | 青森県 | 自治体病院機能再編成の推進による地域医療体制の再生構想 | 本県には31の市町村立病院(以下「自治体病院」という)があり、病院数と病床数でいずれも県全体の約30%を占めるなど、地域医療の確保に大きな役割を果たしてきた。 しかし、医師の確保が困難になっていること、医療費が抑制基調となる中で診療報酬が引き下げられたこと、厳しい地方財政を背景とした一般会計からの繰出不足となっていることなどその存立が危ぶまれている。 県では、自治体病院を、二次保健医療圏ごとに機能再編成し、医療資源を最大限活用し、民間医療機関との連携も視野に入れたネットワーク化を進め、二次保健医療圏内で一般的な医療が完結できる医療提供体制の確立を目指している。 |
| 1301 | 13012020 | 既存施設の高度化に向けた改修の際に生ずる、過去に補助事業により取得した財産の処分について、当該部分の補助金の返還の免除及び地方債の繰上償還の免除 | 過去に補助事業により取得した財産の処分について、高度化をはかるための改修により処分することとなる財産について、当該部分の補助金の返還及び地方債の繰上償還の免除を明示していただきたい。 | 平成3年度から平成8年度に農林水産省所管の農村総合整備事業により取得したケーブルテレビジョン施設の高度化。 | 既存施設の改修の際に生ずる過去に補助事業により取得した財産の処分について、当該部分の補助金の返還の免除及び地方債の繰上償還の免除を明示的に認めてことにより、時代の要請に応じた施設への機能高度化を図りたい。 | 山形県 | 榊引町朝日村 | ケーブルテレビジョン高度活用計画 | 既設ケーブルテレビジョン施設を、地上デジタル放送への対応と、辺地共聴施設の解消、地域公共ネットワークの整備、インターネットブロードバンド環境の提供、携帯電話不感地域の解消など、放送と通信を一体的に整備することにより、条件不利地域の情報化を効率的に行う。 |
| 1458 | 14582030 | 地方債の繰り上げ償還を免除 | 港湾施設の目的外(行政財産 普通財産への変更も含め)使用の場合の地方債の繰り上げ償還を免除する。 | 地方債により整備された港湾施設の目的外(行政財産 普通財産への変更も含め)使用の場合の地方債繰り上げ償還を免除する。 | 限られた港湾空間において、時代とともに変化する地域の多様な要請に対処するため。 | 富山県 | 富山県 | 環日本海交流拠点みなど再生事業 | 環日本海交流拠点としての「みなと」の再生を図るため、次の支援措置を提案する。 地域再生事業債の転貸債としての活用 ・占用に関する国の承認の廃止 地方債の繰り上げ償還の免除 港湾事業における浚渫土砂の有効利用 |
| 1528 | 15282020 | 都市再生開発特区 | 目的税(都市計画税)の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲 | 目的税(都市計画税)を一定期間減免しその相当額をこれまでの補助金制度では対象とならなかった自由度のある公共施設等の維持管理に充当し、民間の創意工夫を活用した持続可能なまちづくりを目指す。TMO、BIDなど地域に根付いた民間組織が主体となってまちづくりと地域経営が一体となった仕組みを創造する。文化、福祉、教育などに係る広義のインフラを含む基盤整備によるまちづくりを進める。 | 「都市再生開発特区」の提案はそれぞれの所管庁の権限委譲ということではなく都市計画と財源が一体となった総合的なまちづくりに関する特区であり、このことにより、都市再生による経済効果や国際競争力を高めるため諸官庁の枠を超えた新たな仕組みの創造として、提案をするものである。 | 東京都 | 千代田区 | 都市再生開発構想 | 交通結節点における大規模開発に伴いインフラ整備が必要となるエリアを「特区」に指定し、建築、都市計画の権限と一体となった財源の確保を基礎的自治体が行い、スピーディーな都市再生を進める。そのため、都市計画税を一定期間減免し、その相当額をこれまで補助金の対象とならなかった自由度の高い施設の維持管理に活用する。TMOなど民間組織が主体となって地域経営やまちづくりが一体となる仕組みを創造する。文化、福祉、教育などに係る広義のインフラを含む総合的な基盤整備によるまちづくりを進める。 |
| 5067 | 50670002 | 都市再生開発構想 | 目的税(都市計画税)の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲 | 目的税(都市計画税)を一定期間減免しその相当額をこれまでの補助金制度では対象とならなかった自由度のある公共施設等の維持管理に充当し、民間の創意工夫を活用した持続可能なまちづくりを目指す。TMO、BIDなど地域に根付いた民間組織が主体となってまちづくりと地域経営が一体となった仕組みを創造する。文化、福祉、教育などに係る広義のインフラを含む基盤整備によるまちづくりを進める。 | 「都市再生開発特区」の提案はそれぞれの所管庁の権限委譲ということではなく都市計画と財源が一体となった総合的なまちづくりに関する特区であり、このことにより、都市再生による経済効果や国際競争力を高めるため諸官庁の枠を超えた新たな仕組みの創造として、提案をするものである。 | | 千代田区 | 0 | 0 |
| 1589 | 15892010 | 自動車税の車検時納入制度の導入 | 国におけるワンストップサービスの構築を機に、自動車重量税と同様、自動車税についても車検時に車検有効期間分をまとめて納付するシステムに改める。 | 国におけるワンストップサービスの構築を機に、自動車重量税と同様、自動車税についても車検時に車検有効期間分をまとめて納付するシステムに改める。 | ・自動車保有するためには、多くの手続き(検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等)が必要であり、それらの手続きはそれぞれの行政機関に向いて行わなければならない、申請(申告)者にとって大きな負担となっている。 ・このような状況を改善し、申請(申告)者の負担軽減を図る仕組みづくりを進めるためには、関係法令の改正等が不可欠である。 ・車検時納入の導入により、自動車税の徴収率の向上や徴収コストの削減を図ることが可能となる。 | 北海道 | 北海道 | 行政のワンストップサービス推進プラン | 北海道では、広い地域に住民が分散して住んでおり、国や道などに対して行政手続をする際の移動などに要する負担が大きく、行政手続の負担軽減等が課題となってきている。 このため、北海道において、行政手続のワンストップサービスを構築し、広さのデメリットを感じさせない行政サービスや、住民サービスを最優先に行政の様々な壁を越える仕組みの確立を図る。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名) | 支援措置に係る提案事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--|---|--|---|---------|--------------------------|--|--|
| 1097 | 10971010 | 介護老人福祉施設の推進 | 国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分承認、国庫納付金を不要とする範囲の拡大及び公立施設の解体に伴う地方債繰上げ償還を不要することにより廃校校舎を解体して介護老人福祉施設を建設する。 | 施設を整備することにより要介護の状況である高齢者が適正な介護を受けられる。 | 現状の財産処分の規制緩和及び地方債繰上げ償還の緩和では、既存の建物を転用することは可能であるが、計画している施設は、既存の建物ではその機能をはたすことができないため特例措置を拡充する。 | 山梨県 | 山梨県秋山村 | 介護老人福祉施設構想 | 昭和56年度に建設した浜沢小学校が、平成12年度に児童の減少等により村内3小学校を1校に統合したために現在廃校舎のままに残っており、地域には特に寂しさがある。校舎の利活用を検討してきたが具体的な利用もなく、今回介護老人福祉施設を計画するにあたり既存の施設では十分な機能を有しないことから、村ではやむを得ず廃校舎を解体して、その用地に介護老人福祉施設を建設する。土地については村が貸与し、建設・運営については設立する社会福祉法人が行う。 |
| 1125 | 11252010 | 人間同士の「会話の力」による声かけ型ワーク構想 | 人間同士の「会話の力」による<声かけ型>の元気支援ネットワーク構想として再提案する。 ・緊急通報体制整備事業の通報用電話機購入補助金の見直し要望 日本国内の独居老人宅に設置されている緊急通報用電話機は50万台以上になっている。最近、緊急通報用電話機を設置している独居老人宅で孤独死が多発している。緊急通報システムは、高齢者の身体のケアに関して全く無力である。保守点検や通信回線を含めたシステムの正常稼働を毎日証明しなくても、責任は問われない。地方自治体が補助金で緊急通報装置一式を購入しているが、死亡や転居で短期間の使用でも、通報装置は回収されず使い捨てという補助金の無駄使いが行われている。 ・規制緩和要望として、緊急通報システムが在宅ケアで利用されるためには、ハードやソフトの開発のみならず高齢者への精神的な影響を含めて、検証する必要がある。情報通信アクセス協議会会長で、岩手県立大学の伊藤憲三教授が、緊急通報用電話機は、アクセシビリティの確保を毎日証明し、管理責任を明確にできる機能を持たせるよう製造メーカーに警鐘を鳴らしている。電話機本来の機能は、人間同士の肉声を介する心の交流「会話の力」である。緊急通報用電話機は、管理責任が全く問われないため、「会話の力」の人間同士を機械化という手抜きの効率化を謀った欠陥商品である。製造メーカーは、この事実を知っているが、金儲けのために販売している。「おたっしやコール」は、毎日定時に自動的に「会話の力」で高齢者の容態や安否を確認すると同時に、電話機(通信回線を含む)やシステムの正常稼働を証明し、管理責任を明確にすることができる。この機能が緊急通報用電話機には絶対必要であり、義務化する規制改革を要望する。 | 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦に、地域の人々が毎日決まった時間に声をかける「おたっしやコール」モデリング事業を7月1日より、交野市藤が尾地区で始める。「おたっしやコール」とは、定時自動発信機能の電話機を使い、毎日決まった時間に声をかけることによって、高齢者をサポートする新しい発想のシステムであり、全国で多くの自治体が導入している「緊急通報システム」では手の届かない部分までフォローすることができる。この事業は、これまでNPO内で行っていましたが、地域としては全国初の試みとなる。 | 緊急通報システムの管理責任の明確化と補助金の見直しを提案していたが認められなかった。緊急通報システムは、高齢者にとっては、まさに命綱である。そのシステムを確かなものにするためには、毎日定時に必ず人間同士の肉声を介する心の交流(ヒューマンコミュニケーション)の「会話の力」で、容態や安否確認することが重要である。そのことが非常時の早期発見にもつながり、更にシステム上のトラブルも毎日確認することができる。毎日定時に会話することが当たり前、会話ができない場合を、緊急事態と判断し原因を調査する。「おたっしやコール」はこれを実践しているので再提案する。 | 大阪府 | NPO法人ティールサービス協会 | 人間同士の「会話の力」による声かけ型の元気支援ネットワーク構想(現「人間同士の肉声による「会話の力」が心の人間大國日本を実現」) | 独居老人宅に緊急通報用電話機はPL法に抵触しないか?世界第2位の経済大國日本で、孤独死が増え続けている。最近、緊急通報用電話機を設置している独居老人宅で孤独死が多発している。緊急通報用電話機は、全国で50万台以上設置されているが、保守点検や通信回線を含めたシステムの正常稼働を証明しなくても管理責任は全く問われないため、一度設置すると半ば放置状態に置かれている。地方自治体が補助金で購入し設置している場合、短期間の利用でも回収されず使い捨てられている。情報通信アクセス協議会会長の伊藤憲三教授が、アクセシビリティの確保を毎日証明できる機能付電話機にするよう警鐘を鳴らしている。 |
| 1253 | 12532020 | 過疎地にインフラ施設を構築する事業(農村総合整備事業、農村振興総合整備事業、新山村振興等農林漁業特別対策事業、特定農山村総合支援事業など)で作られるインフラストラクチャー(情報関係)を都心のオフィス街区の防災対応に活用させる提案 | 千代田区と防災協定を締結している嬌恋村にてリゾート施設を構築(もしくは既存施設を活用)し、また同時に地域LANを敷設し、千代田区のオフィス街の地域LANと嬌恋村のリゾート施設周辺の地域LANを専用の高度情報回線で接続する。平常時は、リゾート情報、あるいは音楽祭などのイベント情報を千代田区と嬌恋村が相互に流し、被災時は、NTT回線が輻輳した場合には、千代田区オフィス街の通信機能のバックアップ役や、相互が被災した場合の一時疎開場所や支援基地として機能する。また交流事業として、東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会所属企業が嬌恋村のリゾート施設に会費を支払い、嬌恋村から定期サービスとして周辺の観光施設の利用についてを地域協力会所属企業に優待等の便宜を図るとともに、被災時は臨時のバックアップオフィスとしてリゾート施設を活用する。 | 地域間交流施設整備事業、都市地方連携推進事業などの適用により、千代田区内と嬌恋村内に地域内LANを設置したうえで相互に連結し、それをビル内の内線通信網のように地域住民が活用し、被災時にはNTT網と独立した内線通信網となり、NTT網が輻輳等で使えない場合も緊急通信機能として高い機能を達成し、相互のバックアップとなることを期待するものである。従来、施設の整備の事業では、ひとつの自治体が遂行する事業が、複数の自治体間にまたがりインフラの構築を行うことは事務的に困難であった。地域間の連携目的のもと、複数市町村にまたがる通信インフラの構築が補助事業の対象として認められることを期待するものである。 | 本構想により施設を建設した場合、効用享受者は千代田区と嬌恋村の双方に現れる。ひとつの施設の構築に複数の自治体が便益を受けることを、現在の補助金制度は想定していないため、既存のどの補助事業を適用しようとしても、施設に期待される機能のある部分(他の自治体が便益を享受する部分)について、本来、便益を受ける自治体が費用負担できない形になってしまう。現在の状況では、複数自治体間で複数の便益を持つプロジェクトが実現できないまま手付がずになっていく可能性が高い。この状況を打破するために、同一事業であっても、便益を享受する自治体が複数あれば、それぞれの自治体がそれぞれ享受する便益に比例してジョイントして事業に支出し、補助制度もそれぞれ別の自治体が別に申請できる仕組みが望まれる。 | 群馬県、東京都 | 東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会 | 千代田区 嬌恋村連携震災疎開通信システム・リゾートオフィス構想 | 千代田区と防災協力協定を締結している嬌恋村にて、千代田区のオフィス街の地域LANと嬌恋村のリゾート施設周辺の地域LANを専用の高度情報回線で接続する。平常時は、リゾート情報などのイベント情報を千代田区と嬌恋村が相互に流したり、嬌恋村のリゾート施設をリゾートオフィスとして機能させ、被災時には、相互のオフィス施設やリゾート施設は一時疎開場所や支援基地として機能させる。また被災時に、NTT回線が輻輳した場合には、千代田区オフィス街の通信機能を内線接続で嬌恋村にバックアップさせ、通信の迂回機能を果たさせる。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名) | 支援措置に係る提案事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|--|---|--|---|-------|--|-----------------------------|--|
| 1376 | 13762011 | (部分) 第2種電気通信事業者による料金徴収における規制緩和、及び5GHz帯以上の高速無線帯域を利用する場合の無線局免許取得の規制緩和 加入者系光ファイバー網設備整備事業による住民アクセス網整備の補助事業において、離島・山村地域等の要件について、広域圏の場合も対象とする補助要件の拡大 携帯電話不感地域において、無線等整備や空ファイバー等の利用による不感地域解消のための国による携帯電話各社への要請 | 現在は第2種電気通信事業者が料金徴収を行う場合は、第1種電気通信事業者(電気通信主任技術者)が介在することが必要なため、第2種電気通信事業者のみでもサービス提供や料金徴収を可能とする。 「離島・山村地域等」とされている要件において、複数の市町村が事業を行う場合、その合計した人口、面積、林野率が、山村振興法に定められる振興山村の数値要件(人口密度116人/km2未満で林野率0.75以上)を満たす場合は補助対象とする。 山間部や遠隔地における携帯電話不感地域の解消し、ブロードバンドとともに早期の情報通信格差是正をはかる。 | 当圏域内のブロードバンド未整備の地域に対し、先に整備済みの情報通信ネットワークの空ファイバーを利用した高速無線LANによる住民アクセス網を整備し当組合が第2種電気通信事業者免許を取得し住民へのインターネット接続サービスを行う。 また、当圏域内の携帯電話不感地域解消のため、無線塔整備や空ファイバーの利用による不感地域解消に努める。 | 住民アクセス網整備において、現状ではネットワークや機器を第一種通信事業者(NTT)に貸出し、改めてそれを借受けなければサービスや料金徴収ができないため、第二種通信事業者もサービスが料金徴収ができるための規制緩和措置。 また、5GHz帯以上の無線帯域利用において電無線局免許を不用とするための規制緩和。 山間地域などにおける携帯電話不感地域解消のため、携帯電話各社に対する国からの協力の要請。 | 福島県 | 喜多方地方広域市町村圏組合(喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村) | 過疎地域等における情報通信格差解消による地域再生プラン | 当圏域は喜多方市の市街地を中心とする平坦地域と山間地域に分かれており、山間地域や遠隔地においてはいまだにブロードバンドが未整備であるとともに携帯電話の不感地域も多数存在しているため早急な情報通信格差の是正が求められている。 このため、当組合において、先に整備した情報通信ネットワークの空ファイバーを利用した無線LANによる住民アクセス網整備と携帯電話の不感地域解消を目指す。 |
| 1376 | 13762012 | (部分) 第2種電気通信事業者による料金徴収における規制緩和、及び5GHz帯以上の高速無線帯域を利用する場合の無線局免許取得の規制緩和 加入者系光ファイバー網設備整備事業による住民アクセス網整備の補助事業において、離島・山村地域等の要件について、広域圏の場合も対象とする補助要件の拡大 携帯電話不感地域において、無線等整備や空ファイバー等の利用による不感地域解消のための国による携帯電話各社への要請 | 現在は第2種電気通信事業者が料金徴収を行う場合は、第1種電気通信事業者(電気通信主任技術者)が介在することが必要なため、第2種電気通信事業者のみでもサービス提供や料金徴収を可能とする。 「離島・山村地域等」とされている要件において、複数の市町村が事業を行う場合、その合計した人口、面積、林野率が、山村振興法に定められる振興山村の数値要件(人口密度116人/km2未満で林野率0.75以上)を満たす場合は補助対象とする。 山間部や遠隔地における携帯電話不感地域の解消し、ブロードバンドとともに早期の情報通信格差是正をはかる。 | 当圏域内のブロードバンド未整備の地域に対し、先に整備済みの情報通信ネットワークの空ファイバーを利用した高速無線LANによる住民アクセス網を整備し当組合が第2種電気通信事業者免許を取得し住民へのインターネット接続サービスを行う。 また、当圏域内の携帯電話不感地域解消のため、無線塔整備や空ファイバーの利用による不感地域解消に努める。 | 住民アクセス網整備において、現状ではネットワークや機器を第一種通信事業者(NTT)に貸出し、改めてそれを借受けなければサービスや料金徴収ができないため、第二種通信事業者もサービスが料金徴収ができるための規制緩和措置。 また、5GHz帯以上の無線帯域利用において電無線局免許を不用とするための規制緩和。 山間地域などにおける携帯電話不感地域解消のため、携帯電話各社に対する国からの協力の要請。 | 福島県 | 喜多方地方広域市町村圏組合(喜多方市、熱塩加納村、北塩原村、塩川町、山都町、西会津町、高郷村) | 過疎地域等における情報通信格差解消による地域再生プラン | 当圏域は喜多方市の市街地を中心とする平坦地域と山間地域に分かれており、山間地域や遠隔地においてはいまだにブロードバンドが未整備であるとともに携帯電話の不感地域も多数存在しているため早急な情報通信格差の是正が求められている。 このため、当組合において、先に整備した情報通信ネットワークの空ファイバーを利用した無線LANによる住民アクセス網整備と携帯電話の不感地域解消を目指す。 |
| 1578 | 15782070 | 地域イントラネット整備事業等による地域公共ネットワークの整備における接続施設の要件の緩和 | 地域イントラネット整備事業等による地域公共ネットワークの整備において旅館・ホテル等の観光施設への接続の容認を求める。 | 地域公共ネットワークの接続先を公民館、学校、図書館などの公共施設だけでなく、旅館・ホテル等観光施設へも拡大し、高速インターネット環境の構築や観光、防災情報の提供などでの活用を図る。そして、観光客等へ観光宿泊予約情報などを提出することにより、地域の主要産業である観光交流業も活性化し、雇用の創出にも繋げていく。 | 地域公共ネットワークに接続する施設については、地域づくりを推進する上での協働先や地域の中心産業である施設を地域の特色に応じて設定可能とすべきであり、当該地域においては、旅館・ホテルなどの観光施設への接続の容認を求めるものである。また、民間の通信基盤が脆弱な地域においては、高速インターネットの利用も可能になるものと考えられる。 | 静岡県 | 静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、菰山町、大仁町、清水町、長泉町 | 伊豆地域交流拡大構想 | 伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度:JNTO調査)に過ぎないという現状である。 そこで、今回、伊豆地域の「国際観光交流の促進(新規顧客(外国人観光客)の開拓)」、と魅力の創造を図り、「交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。 |

| 構想(プロジェクト)管理番号 | 支援措置提案事項管理番号 | 支援措置に係る提案事項(事項名) | 支援措置に係る提案事項の内容 | 具体的事業の実施内容 | (再)提案理由 | 都道府県名 | 提案主体名 | 構想(プロジェクト)の名称 | 提案概要 |
|----------------|--------------|-----------------------------------|--|--|---|-------------|---|-----------------------------|--|
| 1349 | 13492010 | 新エネルギーの開発・実用化に向けた実証実験にかかる許認可権限の移譲 | 「関西新エネルギーセンター(仮称)」がワンストップで許認可や情報提供をできるよう、電気事業法、熱供給事業法、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法などの規制にかかる許認可権限を国から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。 | 「関西州(産業再生)特区」において、新エネルギーの実用化、普及に向けた総合政策を企画立案する。 「特区」のなかに「関西新エネルギーセンター(仮称)」を設置し、新エネルギーの実用化、産業化に向けた実証実験等に関する許認可手続きや情報提供をワンストップで行う。 | 関西の活性化には産業再生が不可欠であり、安定成長時代の産業の発展を考えた場合、新エネルギーの開発と産業化は一つの重要な課題になる。 燃料電池など環境にやさしい新エネルギーが求められており、研究開発は潜在的な技術や知識をもつ企業や大学などにおいて個別に進められているが、社会生活に深くかかわる問題であり、ある程度の広さをもったエリアにおいて実証試験や普及啓発活動等を行っていくことが開発した新エネルギー技術を実用化、産業化していくうえで必要である。 このため関西が新エネルギー開発を先導し、実用化するための実験フィールドを提供し、ひいては環境にやさしい循環型社会の形成に寄与することをめざす。 | 大阪府、京都府、兵庫県 | (社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所 | 新エネルギーの開発・実用化への広域的対応 | 関西が新エネルギー開発を先導し、実用化するための実験フィールドを提供し、ひいては環境にやさしい循環型社会の形成に寄与することをめざす。 新エネルギーの実用化、普及に向けた関西としての総合政策を企画立案する。 「関西新エネルギーセンター(仮称)」を設置し、新エネルギーの実用化、産業化に向けた実証実験等に関する許認可手続きや情報提供をワンストップで行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。 |
| 1475 | 14752010 | 防災・危機管理に関する権限移譲 | 「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ所要の法令等を改正すること。 非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること | 「関西州(産業再生)特区」において、大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 「特区」のもとに、関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことによって、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。 | 関西の活性化には産業再生が不可欠であり、そのためには住民や企業がこの地域で安心して活動できるようあらゆる災害に対する安全が確保されていることが重要である。 しかし現状では、近い将来発生が予想される南海、東南海地震や直下型地震への対応、さらにはテロ、新型伝染病などの危機管理も十分であるとは言いがたい。 地震、大事故、テロ等により交通、通信、エネルギーなどの社会インフラが広域的に影響を受ける恐れが強いが、これらの事態に一体的・機動的に対応できる体制もない。 | 大阪府、京都府、兵庫県 | (社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所 | 広域的な防災・危機管理体制の構築 | 関西において大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 地震、テロ、新型伝染病など関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことによって、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。 |
| 1489 | 14892020 | 各種手続きの窓口一本化 | 河川及びその周辺道路で水に親しむイベントやオープンカフェ等を企画する場合、河川敷の使用許可、道路の使用・占用許可や消防署・保健所等への各種手続きが必要となるが、総合窓口で一本化することにより手続きが簡略化され、イベントの開催が短期で計画できる。 | 水門川や自噴井広場等を見る・触れる・活用する機会や場所を整備する。具体的には、定期的に水門川へ棧敷席を張り出し、オープンカフェや水とふれあうコーナーなどとして活用する。その際、水門川の水量を調整し、舟下りもできる様にする。また、自噴井広場に接した駅通りの歩道上にも、オープンカフェなどを設置する。 | | 岐阜県 | 大垣市 | 中心市街地における水門川・湧水を活かしたまちづくり構想 | 「水と緑と情報～魅力あふれる生活文化都市」をめざし、夢ある事業として、当市の地域財産である湧水などの良好な水をとらえ、水を活かしたまちづくり、水を活かした地域産業おこしを推進するため、まちづくり観光・産業の観点から、どのように水を保全、創出、利用あるいは活用していくべきかを、市民、ボランティア団体、企業、行政がともに考える機会や場所を提供する。具体的には、定期的に水門川へ棧敷席を張り出し、オープンカフェや水とふれあうコーナーなどとして活用する。その際、水門川の水量を調整し、舟下りもできる様にする。また、自噴井広場に接した駅通りの歩道上にも、オープンカフェなどを設置する。 |
| 1584 | 15842020 | 石炭法、消防法の申請窓口の一本化 | コンビナート企業の石炭法にかかるレイアウト規制の申請は国、消防法は市町村(消防署)と、申請窓口が異なる。よって、これらの申請窓口を市町村(消防署)に一本化する。 | コンビナート企業の石炭法にかかるレイアウト規制の申請は国、消防法は市町村(消防署)と、申請窓口が異なる。よって、これらの申請窓口を市町村(消防署)に一本化する。 | 申請窓口を市町村(消防署)に一本化することによって、地域の実情に応じた安全性の確保とワンストップサービスが図れる。 | 三重県 | 三重県、四日市市、四日市港管理組合 | 四日市臨海部地域再生計画(仮称) | 三重県、四日市市、四日市港管理組合では、技術集積活用型産業再生特区において、企業と協働して石油コンビナート等災害防止法レイアウト規制、税関の通関関係、燃料電池に係る電気事業法の規制の特例を活用し、産業の構造的転換や新たな産業の集積を図ることとしている。これに加えて、資源循環型処理施設や新エネルギー関連施設の導入促進に係る支援制度の一本化と再生利用が確実であると認められた廃棄物の処理業許可を不要とする制度の改正、石炭法、消防法等の申請窓口の一本化、工水事業に係る起債の借り換え制度の創設について提案し、特区における規制の特例措置の活用と併せ、臨海部工業地帯の一体的な地域再生を図る。 |